



## 敬老祝金の贈呈

77歳、88歳、100歳以上の高齢者に敬老祝金を贈呈します。

**対象** 平成29年8月1日現在、古河市に住民登録がある人

- ①77歳到達者(昭和15年4月1日～昭和16年3月31日生まれ)
- ②88歳到達者(昭和4年4月1日～昭和5年3月31日生まれ)
- ③100歳以上(大正7年3月31日以前生まれ)

### 贈呈方法

- ①77歳到達者：対象者に後日通知します
- ②88歳到達者：訪問し贈呈します(9月上旬予定)
- ③100歳以上：訪問し贈呈します(8月下旬予定)

**問** ㊟高齢福祉課 ☎92-5838

したときは、現況調査を行いますので早めにご連絡ください。

**問** ㊤資産税課

## 剪定枝のごみの出し方

剪定した枝木を集積所に出す場合は、葉が散らないよう、葉の部分に袋を被せるか、葉を落としてから、可燃ごみとして出してください。

※可燃ごみとして出す際の枝木の太さ、長さの基準等については「古河市 家庭ごみの分け方・出し方」をご覧ください。

**問** ㊥環境課



## 家屋調査にご協力を

市では、新築や増築等をした建物の家屋調査を行っています。この調査は、来年度の固定資産税の課税に必要な評価額を決めるためのものです。市職員が家屋の間取りや仕上げ材、設備を確認しますので、ご協力をお願いします。

また、取り壊しや用途変更を

## 市民運動会の開催・スポーツ功労者の表彰

古河市民運動会の中で、スポーツ功労者の表彰を行います。次の基準に該当する場合は、申し込みください。

※表彰は地区別(三和・古河・総和)の運動会で行います。

### 対象

個人：市内在住・在勤・在学・

出身の人

団体：チームの半数以上が市内在住・在勤・在学の人

**表彰基準** 平成28年9月1日～平成29年8月31日に全国大会以上のスポーツ大会に出場した個人および団体

※地区予選会を経た大会で、(公財)日本体育協会および文部科学省所管団体主催の大会であること。

### 【市民運動会開催期日・場所】

- 三和地区市民運動会  
10月8日(日)三和中学校
- 古河地区市民運動会  
10月15日(日)古河第一中学校
- 総和地区市民運動会  
11月3日(金・祝)総和中学校

**申込 問** 8月31日(木)までに申込書、全国大会要項、成績を証明できる書類(賞状等の写し)を提出

㊤スポーツ振興課

## 夢あんどんと夕涼み

**日時** 8月14日(月)・15日(火)  
午後6時～9時

**場所** 古河歴史博物館、鷹見泉石記念館、古河文学館

**問** 夢あんどん実行委員会(古河歴史博物館内) ☎22-5211

## 児童扶養手当をご存じですか

児童扶養手当とは、離婚や死別などで、父または母と生計を同じくしていない児童がいるひとり親家庭に対して、生活の安定と自立の促進を目的に支給される手当です。 **問** ㊟子ども福祉課

**対象** ひとり親家庭の父または母、父母に代わってその児童を養育している人

※手当を受給するには、所得制限のほか、いくつかの条件があるため、事前の相談が必要です。詳細は問い合わせください。



### 支給額

対象児童数	全額支給(月額)	一部支給額(月額)
1人目	4万2,290円	9,980円～4万2,280円
2人目	9,990円	5,000円～9,980円
3人目以降 (1人につき)	5,990円	3,000円～5,980円

### ■現況届の手続きをお忘れなく

児童扶養手当を受給している人は、毎年8月中に所得や児童の状況などについての「現況届」の手続きが必要です(全部支給停止の人も含む)。

既に手当を受給している人には、8月上旬に通知を郵送しますので、期間内に必ず窓口で手続きをしてください。この手続きをしないと8月以降の手当が受給できなくなります。

2年間現況届の手続きをしないと、受給資格を失います。

**手続場所** ㊟子ども福祉課